

市・県民税申告納税相談が 始まります(2/16▶3/16)

先月号でお知らせしたとおり、市・県民税の申告納税相談は、今年度から体制を見直し、内容を一部リニューアルして実施します。多くの来場者の相談がスムーズに進むよう、ご理解とご協力をお願いします。



Q1 今年の相談会場と日程は?

A1 地区割はありません。ご都合に合わせて会場・日時をお選びください。
受付時間内にお越しください。

相談会場・日程	
①津田公民館1階ホール	2/16(月)・17(火)・18(水)
②長尾公民館1階ホール	2/19(木)・20(金)・24(火)・25(水)
③市役所寒川庁舎3階会議室	2/26(木)・27(金)・3/2(月)・3(火)・4(水)・5(木)
④市役所本庁舎3階会議室	3/6(金)・9(月)・10(火)・11(水)・12(木)・13(金)・16(月)

受付時間	
【午前】	9:00～11:00
【午後】	13:00～16:00 ※15:00から1時間延長

★待ち時間を短くするには?

①午後に来場

例年、午前は混雑します。

医療費控除申告者は明細書の持参必須!

②ウェブ予約

QRコードから予約が便利!
操作方法が分からぬ方は税務課に☎!



ウェブ予約専用
(2/5公開)



〈さぬき市コミュニティバスでの来場をお考えの方〉

運賃免除券(1乗車分2枚・4月30日まで有効・土日祝使用可)をお渡します。

詳しくは、広報さぬき1月号をご覧ください。 【問】都市整備課 ☎ (087) 894-1113

Q2 市の会場で、すべての申告ができますか?

A2 一部の申告には対応していません。e-Taxまたは税務署で確定申告をお願いします。次の内容は特にご注意ください。



- | | | | | |
|---|---|--|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 謾渡所得(例:土地・建物・株式・金) | <input checked="" type="checkbox"/> 上場株式の配当 | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 仮想通貨 | <input checked="" type="checkbox"/> 先物取引 | <input checked="" type="checkbox"/> 山林所得 | <input checked="" type="checkbox"/> 退職所得 | <input checked="" type="checkbox"/> 利子所得 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 住宅ローン控除(初年度分) | <input checked="" type="checkbox"/> 雑損控除 | <input checked="" type="checkbox"/> 外国税額控除 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 住宅の増改築・改修に関する控除 | <input checked="" type="checkbox"/> 青色申告 | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 令和6年分以前の確定申告・更正の請求・修正申告 | | | | |

[注意]次の方はe-Taxや税務署での申告前に、税務課にご相談ください。

- 過去に市の会場で申告した事業所得の減価償却データが必要な方
- 国民健康保険税や介護保険料など、市税(料)の納付額確認書が必要な方

Q3 私は、市・県民税の申告が必要でしょうか？

A3 詳しくは次の内容をご確認ください。市・県民税のみの申告が必要な方でも、市の会場に必ず来ていただく必要はありません。無理をなさらず、税務課にご相談ください。

必須条件に加えてチェックが1つ以上ある方は、市・県民税の申告対象者です。

- 【必須条件】令和8年1月1日現在、さぬき市内に住所がある。
- R7年中に、給与や公的年金以外の所得（農業・営業など）がある。
- 複数の勤め先から給与を受けている。
- 控除（医療費控除など）を追加したい。



ただし、次のいずれかに該当する場合は、市・県民税のみの申告は不要です。

- 確定申告（R7年所得分）をする。
- 公的年金または給与所得のみで、控除の変更がない。
- 複数の勤め先から給与を受けていたが、すべての源泉徴収票が市に届いている。

（税務課窓口で確認可・要本人確認）

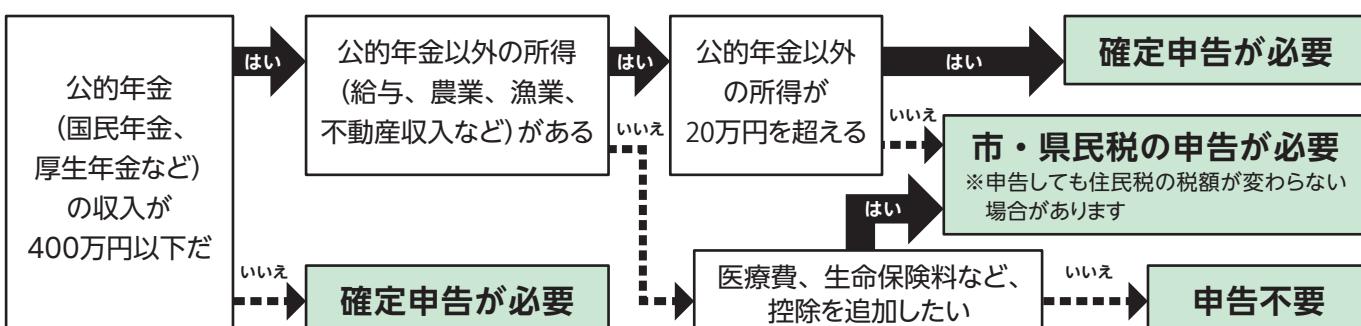
【注意】「扶養控除」・「ひとり親控除」について

おひとりを、複数の方の控除の対象にすることはできません。

（例：息子A（17歳）を、両親それぞれが扶養控除の対象者として勤め先に申請し、年末調整実施）

関係者間で話し合ったのちに、修正のための申告をお願いします。

【参考】フローチャートで確認してみましょう ※主に公的年金を受給している場合の一例



【参考】よくある来場のお悩み ※市・県民税の申告のための来場関係

Q1 収入は遺族年金のみですが、国民健康保険に加入しています。来場しないといけませんか？	A1 ご無理のない範囲でお越しください。 来場されなかった場合、国民健康保険税の担当が、必要に応じて5月頃に簡易申告書を郵送します。届いたら、氏名等を記入し返送ください。
Q2 地震保険料控除を追加したいのですが証明書をなくしました。再発行分は3/16以降に届きます。	A2 来場せず、控除証明書の受け取り後に税務課にお電話ください。その際に、申告方法をご説明します。
Q3 体調が悪くて来場できません。自宅から申告できますか？  eLTAX=地方税ポータルシステム ↑	A3 自宅から申告できます。 【方法①】市HPから「市民税・県民税申告書」または「簡易申告書」をダウンロード→申告内容を記入→申告書と必要書類を税務課に提出（締切：3月16日。郵送または持参） 【方法②】「eLTAX（エルタックス）」で電子申告 申告方法は、eLTAX特設ページからご確認ください。  ↑ eLTAX 特設ページ

※簡易申告書=「市・県民税、国民健康保険税簡易申告書」の略

Q4 市の会場に、何を持って行けばいいですか？

A4 ご持参いただくものは次のとおりです。

申告内容を決め、来場前にチェックリストでご確認ください。

① 所得の計算に必要な書類

<input type="checkbox"/> 源泉徴収票	支払者から受け取ったものすべて。源泉徴収税額の欄があれば、給与、公的年金、支払調書などの種類にかかわらず、すべてご持参ください。
<input type="checkbox"/> 事業収支	事業(農業・漁業・営業等)の収入と経費が分かるもの(例:JAの集計表、各種領収書)。できる限り、収支を一覧表にしてご持参ください。
<input type="checkbox"/> 収入証明書	収入を証明する書類をすべてご持参ください(例:生命保険の満期保険金支払明細書)。

② 控除の確認に必要な書類

<input type="checkbox"/> 支払額証明書 (控除証明書)	控除したいものに関する支払額がわかる証明書をすべてご持参ください。 (証明書例) <input type="checkbox"/> 生命保険料 <input type="checkbox"/> 個人年金保険料 <input type="checkbox"/> 地震保険料 <input type="checkbox"/> ふるさと納税・寄付金 【注意】「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請済みの方へ 申告をすると、ワンストップ特例がなかったものとみなされます。 ふるさと納税領収書をすべてご持参ください。
<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書 ※医療費を、控除基準額より多く支払い、控除の対象となった場合でも、市・県民税の税額に影響しない場合があります。	医療費控除を申告する場合は、医療費控除の明細書と根拠資料(領収書や医療費通知)をご持参ください。 【根拠資料のみ持参の場合】会場待合室で医療費控除の明細書を自作(手書き)いただいた後、申告を受け付けます。医療費通知を使わない場合は特に、領収書の仕分け集計に時間がかかる場合がありますので、作成例を参考にご自宅で明細書を作り、ご持参ください。 Q. 医療費控除の明細書とは? A. 令和7年中に支払った医療費を、人(受診者)・病院・薬局などに分けて集計した一覧表のこと(様式任意・手書き可) 作成例 医療費支払者 さぬき太郎 合計15万円 (内訳) ①医療費通知分 計2万円 ①以外 ②さぬき太郎: A病院4万円、B病院1万円 計5万円 ③さぬき花子: A病院4万円、D薬局4万円 計8万円
<input type="checkbox"/> 障害を証するもの	障害者控除を申告する場合は、障害の内容・等級を証明するものをご持参ください。(例:障害者手帳、療育手帳)

③ 個人番号・身元確認ができるもの

<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	※身元確認書類不要
<input type="checkbox"/> 番号確認書類(通知カードなど)	+ 身元確認書類(運転免許証など)

いずれか

④ 本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの

※確定申告(還付申告)をされる方のみ。

【市・県民税申告納税相談に関する質問・相談】

税務課 ☎ (087) 894-1118

※2月16日以降は個人住民税担当者が相談会場に入るため、回答が遅れる場合があります。お早めにお問い合わせください。

